

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊備一第114号

令和7年3月7日

拡声機による暴騒音の規制に関する条例違反取締りにおける命令書、勧告書及び表示幕について（通達）

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成2年熊本県条例第56号、以下「条例」という。）に基づき策定している違反取締りにかかる命令書、勧告書及び表示幕については、「拡声器による暴騒音の規制に関する条例違反取り締まりにおける命令書、勧告書及び表示幕について（通達）」（令和4年3月23日付け熊備一第87号）に基づき運用しているところであるが、引き続き、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は本通達をもって廃止する。

記

1 命令書

- (1) 条例第5条第1項の規定に基づく命令においては、違反者に対し、「命令書」（様式第1号）を交付すること。
- (2) 条例第5条第2項の規定に基づく命令においては、違反者に対し、「違反行為防止措置命令書」（様式第2号）を交付すること。

2 勧告書

条例第6条の規定に基づく勧告においては、対象となるそれぞれの拡声機使用者に対し、「勧告書」（様式第3号）を交付すること。

3 表示幕

- (1) 条例第5条第1項の規定に基づく命令において、違反者に掲示する表示幕は、「停止命令用表示幕」（別添1）を使用すること。
- (2) 条例第5条第2項の規定に基づく命令において、違反者に掲示する表示幕は、「違反行為防止措置命令用表示幕」（別添2）を使用すること。
- (3) 条例第6条の規定に基づく勧告において、拡声機使用者に掲示する表示幕は、「勧告用表示幕」（別添3）を使用すること。
- (4) 条例第7条第1項の規定に基づく立入調査等において、違反者等に掲示する表示幕は、「立入用表示幕」（別添4）を使用すること。

※ 様式、別添（略）